

旅券事務の窓口業務について
(ヒアリング資料)

平成18年 9月26日
外務省領事局旅券課

目 次

ア	制度・業務の現状	1
	業務の目的・概要	1
	業務実施に当たっての全体の組織体系	2
	業務量に関する指標の実績	2
	業務の実施を規制する現行法令及び関連条項並びに 規制の概況	3
イ	業務の廃止又は公共サービス改革法に基づく官民競争 入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要 ...	3
ウ	外部資源の活用状況	4
	（別紙 1）国内の旅券事務における国と地方の役割分担	6
	（別紙 2）旅券法（抄）及び旅券法施行令（抄）	7

ア 制度・業務の現状

業務の目的・概要

- 1．日本旅券は、日本政府が名義人の国籍と身分を対外的に証明し、あわせて外国官憲に対し所持人に必要な保護と扶助を与えることを要請する公文書である。また、旅券発給という行政処分は、外務大臣が国籍及び身分を証明する旅券という文書を発行する公証行為であると同時に、旅券の発給により名義人に原則５年乃至１０年間の海外渡航を可能とする意味で許可行政である（許可行政であるので、旅券の発給に際しては旅券法第１３条により発給制限事由が定められ、同条第１項各号に該当する旅券の発給については、外務大臣が一定の裁量権を有している）
- 2．このような公文書としての重要性に鑑み、旅券発給に際しては、申請の際には、本人又は代理人の出頭を求め、申請書・写真に加え戸籍謄（抄）本、住民票、葉書、身分証明書の提出・提示を求めた上で審査を行い、更にホストコンピューターによる二重発給等の審査を行い、旅券を作成し、交付に際しては、必ず本人出頭を求め都道府県職員が最終的な確認を行って交付する、という厳格な手続きとなっている。この点、旅券発給という行政処分は、既に登録されている事項につき、申請に基づき登録文書の写しを交付する住民票の写しや印鑑証明書の交付事務とは大きく異なっている。
- 3．また、旅券発給事務は、大まかな事務の段階として「申請」、「審査」、「作成」、「交付」の４段階に分けることができるが、行政処分としては一連のものであり、これらの段階を例えば行政機関と民間に分離して混合した処理体制にしてみると、外国人や他人の成り代わりによる旅券の不正取得の防止が困難となるばかりでなく、今以上の事務の繁雑さ、処理時間の増大及びコスト増を招くおそれがあり、かえって行政サービスの低下となる。かかる観点から、平成１６年の旅券法改正において、議員立法により責任ある行政機関たる市町村再委託が可能と

なり、本年３月２０日より施行された次第である。

業務実施に当たっての全体の組織体系

1. 国内の一般旅券発給は、外務大臣が発行権を有し、都道府県知事は法定委託により申請受付、作成、交付事務を実施。都道府県の旅券事務は明治以来行われてきている。
2. 現在、都道府県事務所窓口は全国で３２６カ所（うち旅券作成関係機器設置事務所数は６０カ所）、職員数は、１，９７９名（常勤及び兼任職員約６８６名、臨時・委託職員１，２９３名（平成１８年４月１日現在））。
事務所の典型的構成は、所長（総括）―主任・係長（管理／問題発生時の処理等）―受付及び交付等担当者（申請受付、審査、作成、交付事務処理等）
3. 都道府県における事務の流れ
別紙１「国内の旅券事務における国と地方の役割分担」参照。

業務量に関する指標の実績

1. 昭和３９年に観光旅行が自由化されて以来、海外渡航者数は飛躍的に伸び、同年約１３万人弱であったものが平成１７年には約１，７３０万人が海外に出かけている。旅券発行数は平成８年の６２３万冊をピークに増加の一途を辿ったが、近年の不安定な国際情勢等のため、平成１７年は約３６１万冊となっている）

過去における一般旅券発行数（１０年有効旅券発行後）
（最高）平成 ８年 約６２３万冊
（最低）平成１５年 約２７２万冊

2. 配置人員
上記 ２. のとおり
3. 関連予算額

旅券手数料は国と都道府県との分納制となっており、都道府県はこの手数料収入に見合った又はそれ以上の経費を負担して事務所の開設・維持及び運営等を行っている。

- 1 0 年旅券(16,000円):国(14,000円)+都道府県(2,000円)
- 5 年旅券(11,000円):国(9,000円)+都道府県(2,000円)
- 1 2 歳未満(6,000円):国(4,000円)+都道府県(2,000円)

過去の旅券手数料歳入実績(旅券発行数より推計)

(最高)平成 8 年度 約 7 9 1 億(国庫 6 6 6 億、都道府県 1 2 5 億)

(最低)平成 1 5 年度 約 3 2 6 億(国庫 2 7 2 億、都道府県 5 4 億)

業務の実施を規制する現行法令及び関連条項並びに規制の概況

1 . 現行法令

別紙 2 参照(旅券法第 2 1 条の 2、同第 2 1 条の 3、同施行令第 4 条)。

2 . 規制の概況

旅券法及び同施行令により旅券発給申請の受理、作成、交付事務を都道府県知事に委託している(旅券法第 2 1 条の 2 及び同第 2 1 条の 3 が引用する同施行令第 4 条において都道府県が処理することとされている事務を「法定受託事務」という。)

イ 業務の廃止又は公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要

- 1 . 旅券は、発行国が所持人の国籍及び身分を対外的に証明する公文書であり、国としては、国民の円滑な渡航を確保するために、日本旅券の真正性を守って国際的信頼を維持することが重要であり、このために、各申請手続きを責任ある行政機関(都道府県)の下で行うことが旅券法において規定されている。現に昨今の国際テロ防止対策等の観点から G 8 等国際的にも発給プロセスの厳格化及び偽変造防止対策の強化が求められている。

- 2．その中で実務上の旅券事務においては、旅券発給管理の根幹をなす国籍確認及び同一人性の確認に万全を期すため、身元確認及び住基ネットを利用した居住確認を行う等発給総数約3,500万人分（有効旅券総数）の詳細な個人情報を取り扱う必要がある。また、国籍確認や住所確認のみならず、申請者が旅券発給制限該当者にあたる疑義が生じた場合には前科情報を含む個人情報を取り扱うことも必要であり、民間機関ではこのような業務に限界がある。
- 3．また、このように万全を期す体制であっても、平成17年における不正取得は70冊、不正使用161件353冊となっており、日本国旅券の偽変造・不正使用等が多発しており、国内外において旅券の紛失や盗難に遭うケースが後を絶たない（いずれも発覚ベースで氷山の一角と考えている）。
- 4．以上から規制改革等の措置は不可能又は不適當であり、これまで通り国と都道府県（市町村を含む）において旅券事務を行うことが適當であると考える。

ウ 外部資源の活用状況

公権力の行使に直接関わりのない一部の旅券事務（電話案内、旅券作成等）の外部委託については、国民及び諸外国に対し政府が責任をもって日本旅券の発給管理という信頼性に影響を与えない範囲内であれば可能と考えている。

実際に多くの旅券事務所窓口では、旅券法上申請受理、交付等の事務は都道府県知事が行うこととなっていることから、責任ある発給体制を確保する観点から正規職員を配置し、申請者との関係においても必要に応じて正規職員が対応できる体制を確保しつつ、人件費削減の点からは窓口における嘱託職員の採用など民間活力を活用することによって、申請時間の延長や日曜交付等最大限努力・実施しているものと承知している。

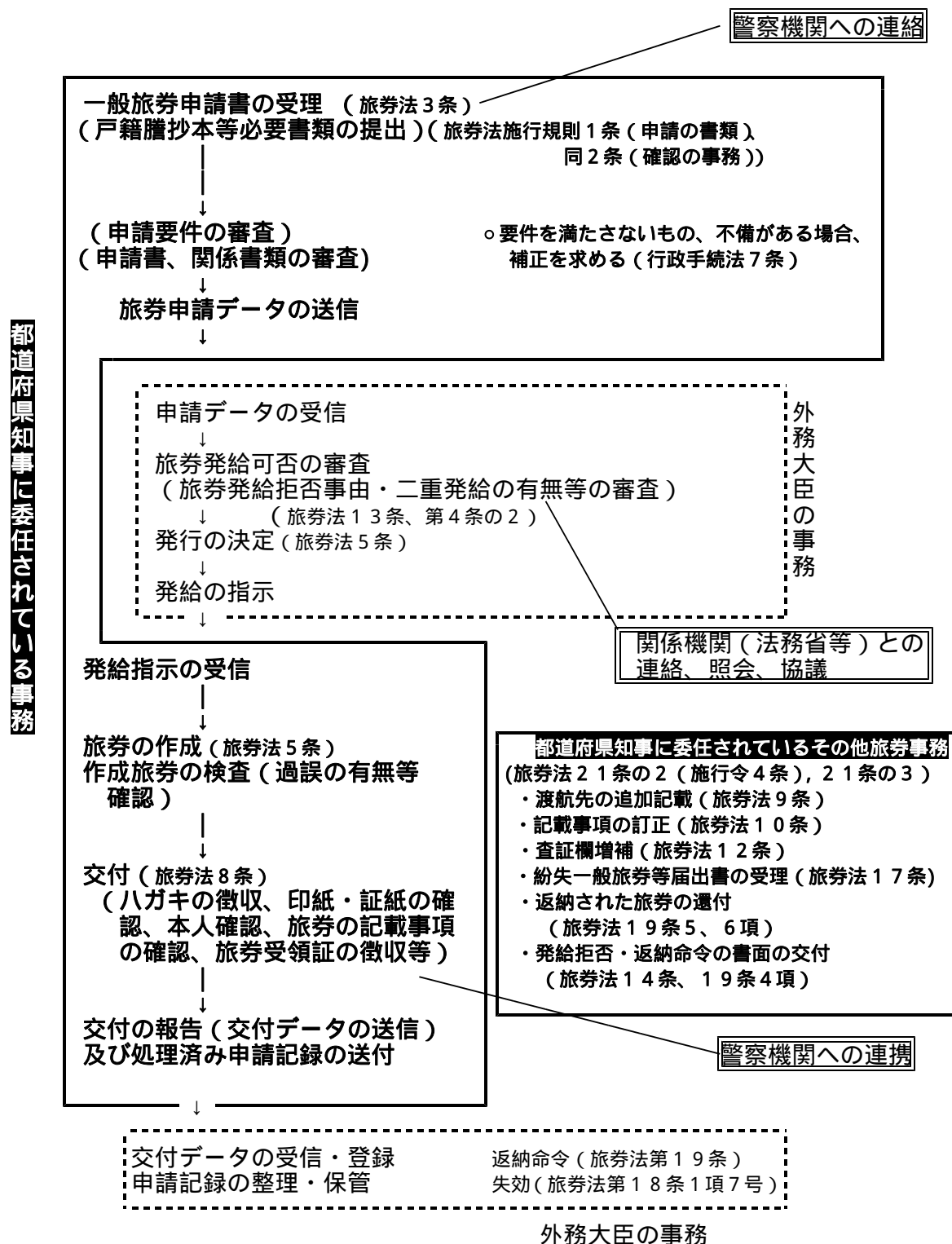
しかしながら、以下の調査項目の詳細については、都道府県独自で実施しているため、当方では承知していない。

委託業務の内容

委託先について、所管公益法人等の場合にはその名称、
民間事業者の場合にはその形態
業務の費用の財源及び金額
指定・登録・委託契約等の別
指定・登録の場合は法律上の根拠、委託契約の場合は契
約方法・過去の契約実績

(別紙 1)

国内の旅券事務における国と地方の役割分担



(別紙 2)

○旅券法(昭和26年11月28日法律第267号)(抄)

(都道府県が処理する事務)

第21条の2 この法律に規定する外務大臣の一般旅券に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(事務の区分)

第21条の3 第3条、第8条第1項から第3項まで、第9条第1項及び第3項、第10条第1項ただし書及び第4項、第12条第1項及び第3項、第17条第1項から第3項まで並びに第19条第5項及び第6項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○旅券法施行令(平成元年4月28日政令第122号)
(抄)

(都道府県が処理する事務)

第4条 法に規定する外務大臣の一般旅券に関する事務のうち次に掲げるものは、法第21条の2の規定により、都道府県知事が行うこととする。ただし、外務大臣は、法第3条第1項ただし書(法第9条第3項、第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定により申請が行われた場合その他必要があると認める場合には、自ら当該事務を行うことができる。

一 法第5条の規定による旅券の発行に関する事務のうち、旅券の作成(法第7条に規定する旅券の電磁的方法による記録を含む。)

二 法第9条第1項に規定する渡航先の追加に関する事務のうち、旅券への渡航先の追加記載

三 法第10条第1項ただし書に規定する記載事項の訂正

四 法第10条第3項に規定する旅券の発行及び記載事項の訂正(記載事項に変更を生じた場合の発行及び訂正にあっては、法第6条第2項の規定に基づき包括記載された渡航先の地域の範囲に変更を生じたときの発行及び訂正に限る。)に関する事務のうち、旅券の作成及び記載事項の訂正

五 法第12条第1項に規定する査証欄の増補

六 法第14条及び第19条第4項に規定する書面の交付

2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る外務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。